

令和7年教育委員会第13回臨時会会議録

開会日時 令和7年11月28日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時11分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 市川 茂

同職務代理者 久保 洋子

委 員 壱 内 明

委 員 谷 部 憲 子

委 員 井 口 信 二

委 員 田 中 健

議場出席委員

・教 育 次 長	山崎 淳	・学校教育担当部長	山梨 智弘
・教 育 総 務 課 長	羽田 顕	・学 務 課 長	大倉 義雄
・教 育 指 導 課 長	杉山 茂	・統 括 指 導 主 事	青木 大輔

書 記 ・教育企画係長 木村 圭佑

開会宣言 教育長 市川 茂 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 市川 茂 委員 久保 洋子 委員 壱内 明

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和7年教育委員会第13回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、久保委員と壇内委員にお願いをいたします。

まず、本日傍聴の申出はございませんが、本日の議案第89号及び第90号につきましては議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長 それでは、議案第89号及び第90号につきましては非公開といたします。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が3件でございます。

それでは議案第89号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第89号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきまして、説明申し上げます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。別添の条例案につきまして異議のない旨、区長に回答いたしたいと考えてございます。

それでは恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をつけてございます。こちらをご覧ください。教育長の給与月額につきまして、現行の81万6,000円を84万4,000円に改めるというものでございます。なお、こちらの条例につきましては、付則で定めております令和7年12月1日から施行するものとしてございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第89号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第89号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第90号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第90号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見

する意見聴取」についてご説明をいたします。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

資料は3部で構成されており、上から教育委員会の議案、本会議において提出される議案、新旧対照表となってございます。なお、本会議において提出される議案の新旧対照表につきましては、資料の下にページ番号が振られております。

改正理由につきまして、令和7年10月14日に行われました特別区人事委員会勧告に伴い給料表を改定するほか、所要の改正をするものでございます。改正内容は給料表の改定、期末手当及び勤勉手当支給月数の改定、義務教育等教員特別手当の支給金額の決定に係る改正でございます。

まず、幼稚園教育職員の給料表の改定でございます。公民格差を解消するため給料表を引き上げるものでございます。改定後の給料表が本会議において提出される議案の2ページ目か6ページ目となります。給料表の施行日は公布の日としますが、令和7年4月1日に遡及して適用いたします。改定額の金額と既に支給額等の差額につきましては、令和7年12月給与支給日に支給をいたします。

次に、幼稚園教育職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。一般職員及び管理職員共に、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ年間0.025月ずつ引き上げるものでございます。なお、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当につきましても同様に、年間0.025月ずつ引き上げをいたします。

新旧対照表の1ページ目をご覧ください。こちらは第1条関係の改正であり、期末手当及び勤勉手当に係る改正につきましては、令和7年12月1日から適用、つまり令和7年度12月支給額に適用されます。令和7年度につきましては、既に6月期の期末手当及び勤勉手当を支給していることから、12月支給の期末手当及び勤勉手当に支給月数の改定分を全て割り振ります。具体的には一般職員の例ですと、12月の期末手当の支給月数を100分の125から100分の127.5に改定し、年間支給月数を2.525月分とします。12月の勤務手当の支給月につきましては、100分の117.5から100分の120に改定し、年間支給月数を2.375月分といたします。

次に、新旧対照表の3ページ目をご覧ください。こちらは第2条関係の改正であり、令和8年4月1日施行のため、令和8年度の期末手当及び勤勉手当につきましては、こちらの改正案が適用されます。令和8年度につきましては、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当に、支給月数の改定分をそれぞれ均等に割り振ることといたします。具体的には一般職員の例でございますと、6月及び12月の期末手当及び勤勉手当の支給月数にそれぞれ0.0125月ずつ均等に割り振り、期末手当の支給月数を100分の126.25、勤勉手当の支給月数を100分の118.75とし、期末手当の年間支給月数を2.525月、勤勉手当の年間支給月数を2.375月といたします。

最後に義務教育等教員特別手当の支給に係る改正でございます。義務教育等教員特別手当は優秀な人材を確保することを目的とし、級号給に応じて月額 1,120 円から 4,150 円までの範囲内で支給されております。このたび、教育公務員特例法等の改正により、校務の困難性等を考慮して、支給金額を決定することが必要となったため、規定整備のため、その旨を新旧対照表 2 ページ目に記載をしております。なお、この改正により、実際の支給金額に変更が生じることはございません。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 90 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 90 号について、原案のとおり可決といたします。

以上で非公開とした案件を終了いたします。

それでは次に、議案第 91 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育指導課長。

○教育指導課長 議案第 91 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明をいたします。

まず資料につきまして、上から議案、新旧対照表となっており、どちらも共に両面印刷で下にページ番号が振られております。「提案理由」でございますが、令和 7 年 10 月 14 日に行われた特別区人事委員会勧告により実施する給与改定に伴い、令和 8 年 6 月期以降の幼稚園教育職員の勤勉手当について、私事欠勤等の取扱いを受けた期間がある場合等の減額率を改正する必要があるので、本案を提出いたします。

改正内容につきましては、2 枚目の新旧対照表をご覧ください。第 6 条第 1 項記載のとおり、勤務期間において、私事欠勤等の取扱いを受けた場合や、停職、減給、戒告の処分が出た場合は、減額前の勤勉手当から別表第 2 記載の減額率の割合を減額した金額が支給されることとなっております。別表第 2 は、新旧対照表 1 ページ目の下部に記載がありますけれども、令和 8 年 6 月期以降の勤勉手当につきましては、右側の改正案の別表第 2 が適用されることとなります。

施行日につきましては、令和 7 年 12 月 2 日から施行となります。これは令和 8 年 6 月期の期末勤勉手当算出の際に、考慮する勤務期間が令和 7 年 12 月 2 日から令和 8 年 6 月 1 日にあるためございます。なお、本案とは別に勤勉手当の支給月数に関する改正につきましては、12 月 3 日の区議会で幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議決された後、12

月 8 日の教育委員会で提出予定となります。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第 91 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 91 号について原案のとおり可決といたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、そのほか、議員の皆様からご意見、ご質問などはございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、令和 7 年教育委員会第 13 回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10 時 11 分